

# 平成28年熊本地震に係る転入学の特別措置 実施要項

高等学校課

## 1 転入学の特別措置の実施理由

平成28年熊本地震における被災地域の生徒の就学機会を確保するため、転入学について柔軟な対応を図る。

## 2 特別措置の対象

熊本地震による被災のため、一時的に若しくは卒業までの期間、高知県立高等学校への転入学が必要な者。

## 3 転入学の期間

- (1) 受付期間 平成28年5月17日から平成29年3月31日
- (2) 審査 随時

## 4 受け入れ先の高等学校の決定

転入学を希望する者からの申請を受けて、高知県教育委員会が転入学先の高等学校を決定する。

## 5 出願に必要な書類

転入学願書（様式第1号）

## 6 入学手数料等

入学手数料、入学料については不徴収とする。

## 7 申請先

高知県教育委員会事務局高等学校課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号 電話 088(821)4907  
e-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

## 8 審査内容

面接

## 9 面接

面接は高知県教育委員会事務局高等学校課で実施する。

## 10 審査結果の通知

その都度、生徒本人に通知する。

## 11 その他

転出先の高等学校又は当該教育委員会には、高知県教育委員会から必要書類を照会する。